



佐賀県公報

平成19年
12月17日
(月曜日) 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

条例

(五八・職員課)三

(五九・〃)四

(六〇・

税務課)三

(六一・

教育委員会)三

(六二・

〃)二

(六三・

〃)二

(六四・障害福祉課)三

(六五・まちづくり推進課)四

(六六・

〃)二

(六七・

〃)二

(六八・

〃)二

(六九・

〃)二

(七〇・

〃)二

(七一・

〃)二

(七二・

〃)二

(七三・

〃)二

(七四・

〃)二

(七五・

〃)二

(七六・

〃)二

(七七・

〃)二

(七八・

〃)二

(七九・

〃)二

(八〇・

〃)二

(八一・

〃)二

(八二・

〃)二

(八三・

〃)二

(八四・

〃)二

公布された条例のあらまし

○佐賀県知事等の給与の特例に関する条例 (条例第五八号)

- 1 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二〇年一月一日から平成二三年三月三一日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額について、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる給料月額から、当該額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第一条関係）

- (1) 知事 一〇〇分の一五

- (2) 副知事 一〇〇分の一〇
- (3) 常勤の監査委員及び教育長 一〇〇分の九

2 管理職員の特例期間における給料月額については、佐賀県職員給与条例等又は佐賀県公立学校職員給与条例等により定められた額から、当該額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。（第二条関係）

- (1) 管理職員のうち特定幹部職員 一〇〇分の六
- (2) (1)以外の管理職員 一〇〇分の五

3 管理職員の特例期間における管理職手当の額については、佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例により定められた額から、当該額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じた額とするとした。（第二条関係）

4 この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (条例第五九号)

- 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

各給料表の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。（別表第一～別表第四関係）

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六、五〇〇円とすることとした。（第八条関係）

イ 農林漁業普及指導手当について、専門技術員の支給割合を一〇〇分の六に、普及員の支給割合を一〇〇分の八にそれぞれ引き下げるこことした。（第一一条の四関係）

ウ 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の七七・五に引き上げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第一七条の四関係）

エ 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一

- 分の七五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き下げるのこととした。(条例第二条の規定による改正後の第一七条の四関係)
- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係
- (1) 特定任期付職員の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇の一八〇に引き上げることとした。(第八条関係)
 - (2) 特定幹部職員である一般任期付職員の勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九七・五に引き上げることとした。(条例第三条の規定による改正後の第八条の二関係)
 - (3) 特定幹部職員である一般任期付職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の九五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の九五に引き下げるのこととした。(条例第四条の規定による改正後の第八条の二関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係
- (1) 第二号任期付研究員に適用する給料表の初号を改定することとした。(第五条関係)
 - (2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇の一八〇に引き上げることとした。(第六条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)ア並びに3の(1)は平成一九年四月一日から、1の(2)ウ、2の(1)及び(2)並びに3の(2)は同年一二月一日から適用することとし、1の(2)イ及びエ並びに2の(3)は平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)
- 1 植物防疫業務手当について廃止することとした。(第二条及び第二十三条関係)

- 2 結核患者家庭訪問手当ほか二手当について支給要件等を見直すこととした。(第一〇条、第二十五条及び第三十二条関係)
- 3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県森林環境税条例(条例第六一号)
- 1 この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例に定める県民税の均等割の税率の条例に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
 - 2 平成二〇年度から平成二四年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例について定めることとした。(第一条関係)
 - 3 平成二〇年四月一日から平成二五年三月三一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第五二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率の特例について定めることとした。(第三条関係)
 - 4 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第六二号)
- 1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例ほか八条例について、引用条項を改めること等とした。
 - 2 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第六三号)
- 1 紙料表の改定
 - 2 各給料表の給料月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとした。(別表第一～別表第四関係)
 - 3 諸手当の改定

(1) 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六、五〇〇円とすることとした。(第一〇条関係)

(2) 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の七七・五に引き上げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第二一条関係)

(3) 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七五に引き下げることとした。(条例第二条の規定による改正後の第二二条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1及び2の(1)は平成一九年四月一日から、2の(2)は同年一二月一日から適用することとし、2の(3)は平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

1 掛金月額を改定することとした。(別表第二関係)

2弔慰金及び脱退一時金の給付額を改定することとした。(第一六条及び第一六条の二関係)

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正(第一条関係)

違反した広告物等の措置に係る事務を武雄市が処理することとした。

2 佐賀県屋外広告物条例の一部改正(第二条関係)

屋外広告物の設置等の許可、違反した広告物等の措置命令等に係る事務を武雄市長が処理することとした。

3 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第五十八号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)

第一条 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表

第一の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 知事 百分の十五

二 副知事 百分の十

三 常勤の監査委員及び教育長 百分の九

(管理職員の給与の特例)

第二条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(県職員給与条例第七条の二第一項又は学校職員給与条例第九条の二第一項の規定による管理職手当が支給される職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「管理職員」という。)

平成19年12月17日(月)

に限る。)の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号))附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額(県職員給与条例第十二条又は学校職員給与条例第十三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 管理職員のうち、県職員給与条例第十七条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員 百分の六
二 前号に掲げる管理職員以外の管理職員 百分の五

2 管理職員の特例期間における管理職手当の額は、県職員給与条例第七条の二第二項又は学校職員給与条例第九条の二第二項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県条例第五十九号
佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第九条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十七条の四第二項中「百分の八」を「百分の六」に、「百分の十二」を「百分の八」に改める。
第十七条の四第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改める。

別表第一中

1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600

140,100	192,800	230,200		205,100	265,600	311,300		159,700	220,400	260,500
141,200	194,600	232,100		206,300	266,900	312,900		162,300	222,400	262,400
142,300	196,400	234,000		207,500	268,200	314,500		164,900	224,400	264,300
143,400	198,200	235,800		208,700	269,500	316,100		167,500	226,400	266,200
144,500	200,000	237,700		210,000	270,600	317,800		170,200	228,300	268,200
145,900	201,800	239,600		211,100	271,900	319,400		171,900	230,200	270,100
147,200	203,600	241,500		212,200	273,200	321,000		173,600	232,100	272,000
148,500	205,400	243,400		213,300	274,500	322,600		175,300	234,000	273,900
149,800	207,000	245,300		214,400	275,700	324,100		176,800	235,700	275,800
151,300	208,900	247,200		215,500	276,800	325,300		178,600	237,300	277,700
152,800	210,800	249,000		216,600	277,900	326,500		180,400	238,900	279,600
154,400	212,700	250,800		217,700	279,000	327,700		182,200	240,500	281,500
155,700	214,600	252,600		218,800	280,200	328,800		183,800	242,100	283,200
157,200	216,500	254,600		219,900	281,200	329,800		185,300	243,700	285,100
158,700	218,400	256,600		221,000	282,200	330,800		186,800	245,300	287,000
160,200	220,300	258,600		222,100	283,200	331,800		188,300	246,900	288,900
161,600	222,000	260,500		223,000	284,200	332,700		189,600	248,400	290,600
164,300	223,900	262,400		224,100	285,100	333,500		190,900	250,000	292,400
166,900	225,800	264,300		225,200	286,000	334,300		192,200	251,600	294,200
169,500	227,700	266,200		226,300	286,900	335,100		193,500	253,200	296,000
172,200	229,500	268,200					を	194,900	254,600	297,900
173,900	231,300	270,100						196,200	256,000	299,600
175,600	233,100	272,000						197,500	257,400	301,300
177,300	234,900	273,900						198,800	258,800	303,000
178,800	236,500	275,800		135,600	185,800	222,900		200,000	260,100	304,700
180,600	238,000	277,700		136,700	187,600	224,800		201,300	261,500	306,400
182,400	239,500	279,600		137,900	189,400	226,700		202,600	262,900	308,100
184,200	241,000	281,500		139,000	191,200	228,500		203,900	264,300	309,800

別表第二中

1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400
185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000
192,500	210,700	234,100	273,000

に改める。

219,600	280,200	328,800		185,800	242,500	283,200
220,600	281,200	329,800		187,300	244,000	285,100
221,600	282,200	330,800		188,800	245,500	287,000
222,600	283,200	331,800		190,300	247,100	288,900
223,400	284,200	332,700		191,600	248,400	290,600
224,400	285,100	333,500		192,900	250,000	292,400
225,400	286,000	334,300		194,200	251,600	294,200
226,500	286,900	335,100		195,500	253,200	296,000
				196,900	254,600	297,900
				198,200	256,000	299,600
				199,500	257,400	301,300
				200,800	258,800	303,000
				202,000	260,100	304,700
				203,300	261,500	306,400
				204,600	262,900	308,100
				205,900	264,300	309,800
				207,100	265,600	311,300
				208,200	266,900	312,900
				209,300	268,200	314,500
				210,400	269,500	316,100
				211,600	270,600	317,800
				212,600	271,900	319,400
				213,600	273,200	321,000
				214,600	274,500	322,600
				215,600	275,700	324,100
				216,600	276,800	325,300
				217,600	277,900	326,500
				218,600	279,000	327,700

241,800	258,500	281,400	330,300	195,000	212,400	235,900	274,900
243,400	260,100	283,100	332,000	196,800	214,200	237,400	277,000
245,000	261,700	284,800	333,700	198,600	216,000	238,900	279,100
246,600	263,300	286,500	335,400	200,400	217,800	240,400	281,200
248,100	264,700	288,200	337,100	202,300	219,500	241,900	283,100
249,700	266,500	290,000	338,900	204,100	221,200	243,600	285,300
251,300	268,300	291,800	340,700	205,900	222,900	245,300	287,500
252,900	270,100	293,600	342,500	207,700	224,600	247,000	289,700
254,400	271,700	295,200	344,100	209,600	226,200	248,500	292,000
255,800	273,400	297,000	345,800	211,400	228,000	250,100	294,000
257,200	275,100	298,800	347,500	213,200	229,800	251,700	296,000
258,600	276,800	300,600	349,200	215,000	231,600	253,300	298,000
260,000	278,400	302,200	350,900	216,700	233,200	254,800	299,900
261,500	280,000	304,000	352,600	218,400	234,800	256,400	301,800
263,000	281,600	305,800	354,300	220,100	236,400	258,000	303,700
264,500	283,200	307,600	356,000	221,800	238,000	259,600	305,600

を

1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	223,400	239,500	261,100	307,600
158,100	173,600	200,200	240,100	227,000	242,700	264,300	311,400
159,800	175,400	202,200	241,900	228,800	244,300	265,900	313,300
161,500	177,200	204,200	243,700	230,400	245,900	267,400	315,200
163,200	179,000	206,200	245,500	231,900	247,500	269,200	317,100
164,700	180,900	208,200	247,400	233,400	249,100	271,000	319,000
166,600	183,200	210,200	249,300	234,900	250,700	272,800	320,900
168,400	185,500	212,200	251,200	236,400	252,200	274,500	322,800
170,300	187,800	214,200	253,100	237,800	253,800	276,200	324,700
				239,200	255,400	277,900	326,600
				240,600	257,000	279,600	328,500

別表第三中

に改める。

1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	172,000	190,000	216,300	254,800
225,600	241,800	262,100	307,600	173,700	192,600	218,100	256,700
227,400	243,300	263,600	309,500	175,400	195,100	219,900	258,600
229,200	244,800	265,100	311,400	177,100	197,600	221,700	260,400
231,000	246,300	266,600	313,300	179,000	200,000	223,600	262,100
232,600	247,800	268,000	315,200	181,100	201,800	225,500	263,700
234,100	249,200	269,700	317,100	183,200	203,600	227,400	265,300
235,600	250,700	271,400	319,000	185,300	205,400	229,300	266,800
237,100	252,200	273,000	320,900	187,500	207,300	231,000	268,300
134,100	183,000	238,600	253,600	274,500	322,800	189,900	232,800
135,200	185,400	239,900	255,100	276,200	324,700	192,300	234,600
136,300	187,800	241,200	256,600	277,900	326,600	194,700	236,400
137,400	190,200	242,500	258,100	279,600	328,500	197,200	238,200
138,500	192,700	243,600	259,500	281,400	330,300	199,000	239,700
139,800	195,000	245,000	261,000	283,100	332,000	200,800	241,200
141,100	197,300	246,500	262,500	284,800	333,700	202,600	242,700
142,400	199,600	248,000	264,000	286,500	335,400	204,500	244,200
143,500	201,700	249,400	265,300	288,200	337,100	206,300	245,800
145,100	204,000	250,900	267,000	290,000	338,900	208,100	247,400
146,700	206,300	252,400	268,700	291,800	340,700	209,900	248,900
148,300	208,600	253,900	270,300	293,600	342,500	211,800	250,400
149,800	210,800	255,300	271,700	295,200	344,100	213,600	251,800
151,700	213,200	256,600	273,400	297,000	345,800	215,400	253,300
153,600	215,600	257,900	275,100	298,800	347,500	217,200	254,800
155,500	218,000	259,200	276,800	300,600	349,200	218,900	256,200
157,300	220,300	260,500	278,400	302,200	350,900	220,600	257,700
159,400	223,200	261,900	280,000	304,000	352,600	222,300	259,200
161,500	226,100	263,300	281,600	305,800	354,300	224,000	260,700
163,600	229,000	264,700	283,200	307,600	356,000	225,500	262,200